

(電子メール施行)  
高第3398号  
令和6年11月7日

有料老人ホームの設置者様

兵庫県福祉部高齢政策課長

### 有料老人ホームの安定的かつ継続的な運営の確保の徹底について

今般、同一法人が運営する東京都足立区等全国4ヶ所に所在する住宅型有料老人ホームにおいて、本年9月に給料の未払いにより職員が一斉退職したことで、入居者へのサービス提供が行われず、入居者全員が短期間に施設からの転居を余儀なくされる事案が発生したことを踏まえ、令和6年10月18日付け厚生労働省課長通知において、「有料老人ホームの安定的かつ継続的な運営の確保の徹底について」が発出されました。このような事案が発生すると、入居者の処遇などに多大な影響が生じることとなりますので、各有料老人ホームの設置者におかれては、事業計画についてご確認をいただき、安定的な事業運営に努めていただきますようお願いいたします。

記

#### ○有料老人ホームの安定的かつ継続的な運営の確保の徹底について

有料老人ホームの運営にあたっては、入居率や資金計画・収支の状況、職員配置等、事業の継続性等について、当初の事業計画と乖離がある場合には、早急に専門家への相談を行うことなどにより、事業の改善を図るよう努めてください。

また、万一、有料老人ホームの休止や廃止が予想される場合は、早期に所在地の市町高齢者福祉担当課、兵庫県の各健康福祉事務所監査指導担当課に相談いただき、現在、入居中の利用者や家族への説明や転居の受け入れ先を検討するなど、利用者への処遇に支障が出ないように対応してください。

(厚労省課長通知) 有料老人ホームの安定的かつ継続的な運営の確保の徹底について

<https://www.mhlw.go.jp/content/001318390.pdf>



(参考)

- ・兵庫県有料老人ホーム設置運営指導指針(抜粋)
- ・健康福祉事務所監査指導担当課連絡先一覧

高齢政策課介護基盤整備班(高年施設担当)  
e-mail: [koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp](mailto:koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp)

## 第8章 事業収支計画

### 1 計画策定にあたっての留意事項

立地条件、事業方式、施設内容、サービス内容、要員、入居対象者等を勘案した当該有料老人ホームの基本的な方針及び運営内容を確認すること。

(略)

### 4 資金収支計画及び損益計画

次の事項に留意し、長期の資金収支計画及び損益計画を策定すること。

- (1) 長期安定的な経営が可能な計画であること。
- (2) 最低30年以上の長期的な計画を策定し、少なくとも3年ごとに見直すこと。
- (3) 借入金の返済に当たっては、資金計画上無理のない計画となっていること。
- (4) 適切かつ実行可能な募集計画に基づいていること。
- (5) 長期推計に基づく入居時平均年齢、男女比、単身入居率、入退去率、入居者数及び要介護者発生率を勘案すること。
- (6) 人件費、物件費等の変動や建物の修繕費等を適切に見込んでいること。
- (7) 前払金(入居時に老人福祉法第29条第9項に規定する前払金として一括して受領する利用料)の償却年数は、入居者の終身にわたる居住が平均的な余命等を勘案して想定される期間(以下「想定居住期間」という。)とすること。
- (8) 常に適正な資金残高があること。

### 5 開設後の経営

- (1) 流動性、収益性、安定性、資金関係等の観点から単年度の財務内容が適正であること。
- (2) 単年度の財務諸表が、資金収支計画、損益計画と比較して乖離がある場合には、その原因を解明し、必要な措置を講ずること。
- (3) 事業収支計画は、少なくとも3年毎に見直すこと。
- (4) 余剰金は適切に留保すること。
- (5) 資金を運用する際は、安全確実な方法を選択すること。特に、一時金の返還債務相当額については、元本が保証されており、制度的にも保証制度が存在する方法を選択すること。

### 6 経理・会計の独立

有料老人ホーム以外にも事業経営を行っている経営主体については、当該有料老人ホームについての経理・会計を明確に区分し、他の事業に流用しないこと。

(参考 健康福祉事務所監査指導担当課連絡先一覧)

窓口	連絡先	管轄市町
<p>阪神南県民センター 芦屋健康福祉事務所監査・福祉課</p>	<p>〒659-0065 芦屋市公光町 1-23 Tel : 0797-26-8151 Mail : Ashiyakf@pref.hyogo.lg.jp</p>	<p>芦屋市</p>
<p>阪神北県民局 宝塚健康福祉事務所監査指導課</p>	<p>〒665-0032 宝塚市東洋町 2 番 5 号 Tel : 0797-61-5174 Mail : Takarazukakf@pref.hyogo.lg.jp</p>	<p>宝塚市 三田市 伊丹市 川西市 猪名川町</p>
<p>東播磨県民局 加古川健康福祉事務所監査・地域福祉課</p>	<p>〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木 97-1 Tel : 079-421-9108 Mail : Kakogawakf@pref.hyogo.lg.jp</p>	<p>加古川市 高砂市 稲美町 播磨町</p>
<p>北播磨県民局 加東健康福祉事務所監査・福祉課</p>	<p>〒673-1431 加東市社字西柿 1075-2 Tel : 0795-42-9357 Mail : katokf@pref.hyogo.lg.jp</p>	<p>西脇市 三木市 小野市 加西市 加東市 多可町</p>
<p>中播磨県民センター 中播磨健康福祉事務所監査・地域福祉課</p>	<p>〒670-0947 姫路市北条 1-98 Tel : 079-281-9768 Mail : nkharimakf@pref.hyogo.lg.jp</p>	<p>福崎町 市川町 神河町</p>
<p>西播磨県民局 龍野健康福祉事務所監査指導課</p>	<p>〒679-4167 たつの市龍野町富永 1311-3 Tel : 0791-63-5132、0791-63-5133 Mail : Tatsunokf@pref.hyogo.lg.jp</p>	<p>相生市 赤穂市 宍粟市 たつの市 太子町 上郡町 佐用町</p>

窓口	連絡先	管轄市町
但馬県民局 豊岡健康福祉事務所監査・福祉課	〒668-0025 豊岡市幸町 7-11 Tel : 0796-26-3669 Mail : Toyookakf@pref.hyogo.lg.jp	豊岡市 養父市 朝来市 香美町 新温泉町
丹波県民局 丹波健康福祉事務所監査・福祉課	〒669-3309 丹波市柏原町柏原 688 Tel : 0795-73-3758 Mail : Tanbakf@pref.hyogo.lg.jp	丹波篠山市 丹波市
淡路県民局 洲本健康福祉事務所監査・福祉課	〒656-0021 洲本市塩屋 2 丁目 4-5 Tel : 0799-26-2053、0799-26-2054 Mail : Sumotokf@pref.hyogo.lg.jp	洲本市 淡路市 南あわじ市